

組 合 公 報

平成 2 4 年 3 月 2 6 日
富山市下野 9 9 5 番地の 3
富山県市町村職員共済組合

公 告 第 6 号

富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について

富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正については、地方公務員等共済組合法第 1 0 条第 2 項の規定により、平成 2 4 年 3 月 2 6 日付けで下記のとおり理事長において専決処分したので公告する。

平成 2 4 年 3 月 2 6 日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高 橋 正 樹

記

富山県市町村職員共済組合貸付規則（昭和 4 0 年 6 月 1 7 日規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項第 1 号中「災害新規貸付」を「災害家財貸付」に改め、「住宅、住宅の敷地又は」を削り、同項第 2 号中「災害新規貸付」を「災害住宅貸付」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

二 災害住宅貸付 組合員の住宅又は住宅の敷地に係る災害による損害

第 5 条第 1 項第 2 号中「(次号において「住宅貸付額」という。)」を削り、同項第 3 号中「イ及びロ」を「イからハまで」に、「当該イ又はロ」を「それぞれイからハまで」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「災

害新規貸付」を「災害住宅貸付」に、「住宅貸付額」を「前号に規定する住宅貸付の額（ハにおいて「住宅貸付額」という。）」に改め、「（当該金額が1,800万円を超えるときは1,800万円）」を削り、同号イを同号ロとし、同号ロの前に次のように加える。

イ 災害家財貸付 一の貸付事由ごとに給料の6月分に相当する金額（当該金額が200万円を超えるときは200万円）

第5条第2項中「第3号イ」を「第3号ロ」に改め、「掲げる」の下に「者の区分に応じ当該各号に定める」を加え、同条第3項中「第3号ロ」を「第3号ハ」に改め、同条第4項中「第3号」の下に「（イを除く。）」を加え、同条第5項各号列記以外の部分中「第3号の」を「第4号の」に改め、同項第1号中「第3号」の下に「（イを除く。）」を加え、同項第3号を同項第4号とし、同項第4号中「前号」を「第2号」に改め、同項第2号の次に次の1号を加える。

三 一の貸付事由による災害家財貸付と住宅貸付又は当該貸付事由と同一の貸付事由による災害住宅貸付若しくは他の貸付事由による災害貸付とをあわせて行う場合 第1項第3号（イを除く。）に規定する金額又は第2項若しくは第3項に規定する金額（前項に規定する額が加算された場合にあっては、当該金額に300万円を加算した金額）

第5条第6項中「住宅又は住宅の敷地に係るものに限る」を「災害家財貸付を除く。第14条第2項及び第4項において同じ」に改める。

第9条を次のように改める。

（債権の保全及び貸付保険）

第9条 借受人は、次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ、組合を被保険者とする貸付保険（全国市町村職員共済組合連合会貸付債権共同保全事業に関する規則の規定に基づき全国市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）と損害保険会社との間で契約した保険をいう。）の適用を受けるものとする。

一 普通貸付、災害家財貸付及び特別貸付（高額医療貸付及び出産貸付を除く。） 官公庁等共済組合一般資金貸付保険

二 住宅貸付、災害住宅貸付及び災害再貸付 官公庁等共済組合住宅資金貸付

2 借受人は、前項に規定する貸付保険の保険料の一部（以下「一部負担金」という。）を負担しなければならない。ただし、高額医療貸付及

び出産貸付並びに第 13 条の規定により抵当権を設定する貸付けを除くものとする。

- 3 前項に規定する一部負担金を負担するときは、第 7 条第 1 項の規定により計算した利息と併せて納付するものとし、一部負担金に係る負担率及び算出方法は、理事長が別に定める。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

(団体信用生命保険)

第 9 条の 2 借受人は、団体信用生命保険（全国市町村職員共済組合連合会団体信用生命保険事業に関する規則に基づき連合会が生命保険会社と契約した保険をいう。）の適用を受けることができるものとする。

- 2 前項の規定による団体信用生命保険の適用を申込む者は、当該保険の保険料の全部又は一部を連合会の理事長が定めるところにより負担しなければならない。

第 14 条第 5 項中「第 9 条」を「第 19 条」に改める。

第 16 条第 2 項中「控除し、なお不足する場合には、抵当権を実行して弁済を求めるものとする。」を「控除するものとする。」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正前の富山県市町村職員共済組合貸付規則により貸し付けた貸付けについては、改正後の富山県市町村職員共済組合貸付規則により貸し付けた貸付けとみなす。
- 3 改正後の第 16 条第 2 項の規定は、施行日後に組合員の資格を喪失した者に係る貸付け又は施行日以後に破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の決定がされた貸付け若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の決定がされた貸付けについて適用し、施行日以前に組合員の資格を喪失した者に係る貸付け又は施行日前に破産法に基づく破産手続開始の決定がされた貸付け若しくは民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定がされた貸付けについては、なお従前の例による。

富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正 新旧対照表

(傍線部分は、改正箇所を示す)

現 行	改 正 後	備 考
富山県市町村職員共済組合貸付規則 (貸付の種類) 第3条 1～3 (略) 4 災害貸付は、次の各号に掲げる貸付の区分に応じ当該各号に掲げる事由により臨時に資金を必要とするときに行う。 一 <u>災害新規貸付</u> 組合員の住宅、住宅の敷地又は家財に係る水震火災その他の非常災害(次号において「災害」という。)及び盗難等による損害 二 災害再貸付 現に住宅貸付又は災害新規貸付を受けている組合員が居住する住宅又は住宅の敷地に係る災害による損害(法の規定による災害給付の支給を受ける程度の損害に限る。) 5～7 (略) (貸付金の限度額) 第5条 貸付金の限度額は、次の各号の掲げる貸付けの種類に応じ、当該各号に定める金額とする。 一 (略) 二 住宅貸付 貸付けの申込みをする時における給料に、別表第1に掲げる組合員期間の区分に応じ、同表に掲げる月数を乗じて得た額(次号において「住宅貸付額」という。)に相当する金額(当該金額が1,800万円を超えるときは1,800万円) 三 災害貸付 次のイ及びロに掲げる貸付けの種類に応じ、当該イ及びロに掲げる金額	富山県市町村職員共済組合貸付規則 [最終改正 平成22年 月 日] (貸付の種類) 第3条 1～3 (略) 4 災害貸付は、次の各号に掲げる貸付の区分に応じ当該各号に掲げる事由により臨時に資金を必要とするときに行う。 一 災害家財貸付 組合員の 家財に係る水震火災その他の非常災害(以下「災害」という。)及び盗難等による損害 二 <u>災害住宅貸付</u> 組合員の住宅又は住宅の敷地に係る災害による損害 三 災害再貸付 現に住宅貸付又は災害住宅貸付を受けている組合員が居住する住宅又は住宅の敷地に係る災害による損害(法の規定による災害給付の支給を受ける程度の損害に限る。) 5～7 (略) (貸付金の限度額) 第5条 貸付金の限度額は、次の各号の掲げる貸付けの種類に応じ、当該各号に定める金額とする。 一 (略) 二 住宅貸付 貸付けの申込みをする時における給料に、別表に掲げる組合員期間の区分に応じ、同表に掲げる月数を乗じて得た額に相当する金額(当該金額が1,800万円を超えるときは1,800万円) 三 災害貸付 次のイからハまでに掲げる貸付けの種類に応じ、それぞれイからハまでに掲げる金額 イ <u>災害家財貸付</u> 一の貸付事由ごとに給料の6月分に相当する額(当該金額が200万円を超えるときは200万円)	民間損害保険への移行に係る条文の整備

イ 災害新規貸付 住宅貸付額に
に相当する金額（当該金額が1, 800万円を超えるときは1, 8
00万円）

ロ 災害再貸付 住宅貸付額の2倍に相当する金額（当該金額が1,
900万円を超えるときは1, 900万円）

四～六 （略）

2 前項第2号又は第3号イの規定により計算した金額が、次の各号に掲
げる 金額に満たないときは、当該各号
に定める金額を貸付額とすることができる。

一～五 （略）

3 第1項第3号ロの規定により計算した金額が、次の各号に掲げる者の
区分に応じ当該各号に定める金額を貸付額とすることができる。

一～五 （略）

4 要介護者に配慮した構造を有する住宅（以下「在宅介護対応住宅」と
いう。）にあつては、第1項第2号若しくは第3号 又は第2項
若しくは第3項に規定する額に300万円を限度とする額を加算した
金額を貸付額とするができる。

5 第3条第1項に掲げる貸付け（高額医療貸付及び出産貸付を除く。以
下この項において同じ。）をあわせて行う場合におけるそれぞれの貸付け
の合算額は、次の各号の掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金
額を超えることが出来ない。ただし、第3号の場合において理事長が特
に必要と認めるときはこの限りでない。

一 普通貸付と普通貸付以外の貸付け（特別貸付を除く。）とをあわせて
行う場合 第1項第2号若しくは第3号 又は第2項若し
くは第3項に規定する金額（前項に規定する額が加算された場合にあ
つては、当該金額に300万円を加算した金額）

二 （略）

ロ 災害住宅貸付 前号に規定する住宅貸付の額（ハにおいて「住宅
貸付額」という。）に相当する金額

ハ 災害再貸付 住宅貸付額の2倍に相当する金額（当該金額が1,
900万円を超えるときは1, 900万円）

四～六 （略）

2 前項第2号又は第3号ロの規定により計算した金額が、次の各号に掲
げる者の区分に応じ当該各号に定める金額に満たないときは、当該各号
に定める金額を貸付額とすることができる。

一～五 （略）

3 第1項第3号ハの規定により計算した金額が、次の各号に掲げる者の
区分に応じ当該各号に定める金額に満たないときは、当該各号に定める
金額を貸付額とすることができる。

一～五 （略）

4 要介護者に配慮した構造を有する住宅（以下「在宅介護対応住宅」と
いう。）にあつては、第1項第2号若しくは第3号(イを除く。)又は第2
項若しくは第3項に規定する額に300万円を限度とする額を加算した
金額を貸付額とするができる。

5 第3条第1項に掲げる貸付け（高額医療貸付及び出産貸付を除く。以
下この項において同じ。）をあわせて行う場合におけるそれぞれの貸付け
の合算額は、次の各号の掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金
額を超えることが出来ない。ただし、第4号の場合において理事長が特
に必要と認めるときはこの限りでない。

一 普通貸付と普通貸付以外の貸付け（特別貸付を除く。）とをあわせて
行う場合 第1項第2号若しくは第3号(イを除く。)又は第2項若し
くは第3項に規定する金額（前項に規定する額が加算された場合にあ
つては、当該金額に300万円を加算した金額）

二 （略）

三 一の貸付事由による災害家財貸付と住宅貸付又は当該貸付事由
と同一の貸付事由による災害住宅貸付若しくは他の貸付事由によ
る災害貸付とをあわせて行う場合 第1項第3号(イを除く。)に
規定する金額又は第2項若しくは第3項に規定する金額（前項に規

三 一の貸付事由による特別貸付とその他の貸付け（他の貸付事由による特別貸付を含む。）とをあわせて行う場合（<u>前号</u>の場合を除く。）一の貸付事由に係る第1項第4号の金額と第1号に規定する金額を合算した金額 6 財形住宅貸付を受けている組合員に対する住宅貸付及び災害貸付（<u>住宅又は住宅の敷地に係るものに限る</u>。）に係る第1項から前項までに定める金額は、当該金額から財形住宅貸付の未償還元金の額を控除した金額とする。 （一部負担金） 第9条 借受人は、貸付債権の保全に要する費用の一部（以下「<u>一部負担金</u>」という。）を負担しなければならない。ただし、<u>高額医療貸付及び出産貸付並びに第13条の規定により抵当権を設定する貸付けを除くものとする。</u> 2 <u>前項に規定する一部負担金を負担するときは、第7条第1項の規定による利息と併せて納付するものとし、一部負担金に係る負担率及び算出方法は、理事長が別に定める。</u>	定する額が加算された場合にあつては、当該金額に300万円を加算した金額） 四 一の貸付事由による特別貸付とその他の貸付け（他の貸付事由による特別貸付を含む。）とをあわせて行う場合（<u>第2号</u>の場合を除く。）一の貸付事由に係る第1項第4号の金額と第1号に規定する金額を合算した金額 6 財形住宅貸付を受けている組合員に対する住宅貸付及び災害貸付（<u>災害家財貸付を除く。第14条第2項及び第4項において同じ。</u>）に係る第1項から前項までに定める金額は、当該金額から財形住宅貸付の未償還元金の額を控除した金額とする。 （債権の保全及び貸付保険） 第9条 借受人は、次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ、組合を被保険者とする貸付保険（<u>全国市町村職員共済組合連合会貸付債権共同保全事業に関する規則の規定に基づき全国市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）と損害保険会社との間で契約した保険をいう。</u>）の適用を受けるものとする。 二 <u>普通貸付、災害家財貸付及び特別貸付（高額医療貸付及び出産貸付を除く。）</u> 官公庁等共済組合一般資金貸付保険 二 <u>住宅貸付、災害住宅貸付及び災害再貸付</u> 官公庁等共済組合住宅資金貸付保険 2 借受人は、前項に規定する貸付保険の保険料の一部（以下「<u>一部負担金</u>」という。）を負担しなければならない。ただし、<u>高額医療貸付及び出産貸付並びに第13条の規定により抵当権を設定する貸付を除くものとする。</u> 3 <u>前項に規定する一部負担金を負担するときは、第7条第1項の規定により計算した利息と併せて納付するものとし、一部負担金に係る負担率及び算出方法は、理事長が別に定める。</u> （団体信用生命保険） 第9条の2 借受人は、団体信用生命保険（<u>全国市町村職員共済組合連合会団体信用生命保険事業に関する規則に基づき連合会が生命保険会社と</u>	
---	---	--

(償還期間及び金額) 第14条 (略) 2～4 (略) 5 理事長は、借受人が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第2条第1号若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業（同法第9条に規定する部分休業を除く。以下、この項において同じ。）をしている場合又は育児・介護休業法第11条第1項の規定により介護休業をしている場合において、第1項の規定による償還の猶予を希望する旨の申出をしたときは、第1項の規定にかかわらず、当該借受人に係る育児休業又は介護休業の期間の属する月の償還を猶予することができる。この場合において、当該償還を猶予した月の償還金の償還方法については、理事長が別に定める方法によるものとする。 6～7 (略) (即時償還) 第16条 (略) 2 理事長は、借受人から貸付元利金の償還を受けることが困難であると認めたときは、地方公共団体又は組合から受ける給与又は給付等から控除し、なお不足する場合には、<u>抵当権を実行して弁済を求めるものとする。</u>	<u>契約した保険をいう。）の適用を受けることができるものとする。</u> 2 <u>前項の規定による団体信用生命保険の適用を申込み者は、当該保険の保険料の全部又は一部を連合会の理事長が定めるところにより負担しなければならない。</u> (償還期間及び金額) 第14条 (略) 2～4 (略) 5 理事長は、借受人が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第2条第1号若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業（同法第19条に規定する部分休業を除く。以下、この項において同じ。）をしている場合又は育児・介護休業法第11条第1項の規定により介護休業をしている場合において、第1項の規定による償還の猶予を希望する旨の申出をしたときは、第1項の規定にかかわらず、当該借受人に係る育児休業又は介護休業の期間の属する月の償還を猶予することができる。この場合において、当該償還を猶予した月の償還金の償還方法については、理事長が別に定める方法によるものとする。 6～7 (略) (即時償還) 第16条 (略) 2 理事長は、借受人から貸付元利金の償還を受けることが困難であると認めたときは、地方公共団体又は組合から受ける給与又は給付等から控除するものとする。	
---	---	--

理 由 書

貸付事業の適正かつ円滑な運営に資するため、市町村連合会福祉事業委員会の答申（平成23年度答申第4号）を踏まえ、平成24年4月1日より連合会の実施する貸付債権共同保全事業を現行の自家保険から民間損害保険に移行することが、市町村連合会総会で決定されました。民間損害保険への移行に伴う規則の整備が必要となるため、所要の改正を行うもの。

主な変更点

1 貸付種類の細分化

現行の「災害新規貸付」を「災害家財貸付」と「災害住宅貸付」に区別する。

2 貸付限度額の新設

上記1の細分化に伴い「災害家財貸付」の貸付限度額を200万円に設定する。